

戦後教育資料

VIII
6

8-2
6

社会教育法の一部を改正する法律案資料

26  
59  
11  
3E



天野 153
--------

目 次

- 一 文部大臣提案理由説明
- 二 社会教育局長提案要旨説明
- 三 予備質問答弁資料
- (一) 全般に亘るもの
- (二) 逐條のもの
- (三) 参考資料
- (四) 社会教育主事現況調査表
- (五) 社会教育法

社会教育法の一部を改正する法律案提案理由

文部大臣 天野貞祐

今回政府より提出いたしました社会教育法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今日内外の諸情勢よりいたしました社会教育の占める役割の重大さは今更申し上げるまでもありません。一昨年六月社会教育法、昨年四月図書館法と相次いで新しい法律が制定されまして、社会教育の分野は逐次法制的な整備が進んでまいりましたが、社会教育の画期的な振興のためにはまだまだ沢山の問題が残っております。

これらの問題の中の一つは地方において社会教育の仕事を担当する専門的な職員に関するところであります。地方において社会教育に関する専門的な仕事を担当しているのは社会教育主事ですが法令的な根拠としては教育委員会法の施行令があるだけで、何等の資格も要求されておらず、その身分におきましても専門的な教育職員としての取扱は全くなかったのであります。これに対しまして、学校教育における指導主事につきましては、免許状制度

もあり、又教育公務員特例法によりまして、身分上特別の取扱をしているのであります。

近く地方公務員法が施行になりました地方公務員に関する制度が整備されるのを契機として社会教育主事に関する法令の規定を整備し、社会教育振興の重要な一因にするべきであるとの世論が強くなつてまいりましたので、社会教育主事と指導主事の取扱をおおむね同じようにしようとの趣旨の下に、鋭意研究をすすめ、こゝに教育公務員特例法の一部を改正して、社会教育主事を教育公務員とする措置と並んで、社会教育法の一部を改正する法律案を提出することになつたのであります。

次にこの法律案の骨子について申しのべます。

第一に、社会教育主事及び社会教育主事補を法律上の機関としたことであります。従来の社会教育主事は教育委員会法施行令第十五條に基いていたのでありますが、新たに法律に根拠を持つ職員として設置することとしたのであります。

第二に、社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定しております指導主事の職務は校長及び教員に対する助言、指導を行うこととされておるのに対しまして、社会教育主事の職務は社会教育を行うものに対する専門的技術的な助言指導を行うものでありまして、社会教育主事補の職務は社会教育主事の職務を助けるのであります。従いまして、学校教育の分野に

いて指導主事の果す役割を、社会教育の分野においては社会教育主事と社会教育主事補が果すわけであります。

第三に、社会教育主事となるために必要な資格を新たに規定したことであります。社会教育主事の資格につきましては色々意見がありまして、社会教育は学校教育と異なりまして、その分野が広汎多岐にわたるものでありますから、社会教育主事の資格をさめないでいはいはる人格、識見、経験で判断して任用すればよろしいということまでやってきたのであります。社会教育の分野が整備され発展するに伴い、社会教育の仕事に従事するためにはどうしても不可欠な専門的な技術、知識といふものが必要になってまいるのであります。

更にその上教育公務員特例法の一部を改正する法律案によりまして、社会教育主事を専門的な教育職員として扱い、その採用の場合におきましても地方公務員法の一般原則の適用を受けないうで、選考任用でゆくよくに措置するということになります。どうしても一定の資格を法律に明記して社会教育主事の資質の最少限度を確保する必要が痛感されてきたのであります。そこで社会教育主事の特質を十分考慮しながら、一定の資格を法律に明記した次第であります。

以上本法律案の提案の理由とその内容の骨子について御説明いたしました。この法律案が成立しまして、社会教育主事及び社会教育主事補の制度に法的根拠が与えられますならばわが国の社会教育を振興する上に資するところ、けなげだ大きいものがあると思存します。なにごとこの法律案の必要性を認められまして慎重に御審議の程を願致します。

社会教育法の一部を改正する法律案について

社会教育局長 西崎 恵

社会教育法の一部を改正する法律案について文部大臣の行いました提案理由説明を補足致しまして、その大綱を御説明申し上げます。第五国会において制定されました社会教育法の中におきまして、その第五條及び第六條に教育委員会の社会教育に関する仕事が具体的に列記してありますが、これらの仕事を履行職員につきましては社会教育法の中には何等の規定もなかつたのであります。又教育委員会法をみましても社会教育に関する仕事を履行職員につきましては特別の規定がなく、僅かに教育委員会法施行令に社会教育主事に関する規定をみるのみであります。

教育委員会の行う仕事を大きくわけますと学校教育と社会教育であります。学校教育の分野において指導主事を果たす役割を、社会教育の分野においては社会教育主事が果たすわけでありまして、指導主事の職務の重要性と社会教育主事の職務の重要性とは全く同等と申しても過言ではありません。教育委員会の行う仕事を大きくわけますと学校教育と社会教育であります。学校教育の分野において指導主事を果たす役割を、社会教育の分野においては社会教育主事が果たすわけでありまして、指導主事の職務の重要性と社会教育主事の職務の重要性とは全く同等と申しても過言ではありません。

指導主事につきましては御承知のように、教育委員会法に設置の明確な根拠があり、その資格については教育職員免許法に、その身分取扱については教育公務員特例法の中に規定がありまして、法令が整備されております。これに対しまして社会教育主事に關しては、先程も申し上げましたように法律には何等明確な規定が存しなかつたのであります。

社会教育の重要性は多くの識者によつて認められながらも、実際にこれを奨励するにはどうしたらよむかとなりまして、なかなか困難でありまして地方におきましても社会教育主事をはじめ関係者は非常な苦勞をしておるのであります。これら社会教育関係者に關する法令の規定を整備し、その職務からして、指導主事と同じような取扱をしてほしいという要望が非常に強くなつてまいつたのであります。これらの要望に何とかして答えたいと思ひまして色々研究してまいりましたところ、近く地方公務員法が施行になりました。地方公務員に關する制度が確立されることになりましたので、この機会に懸案でありました社会教育関係者についての法令を整備し、社会教育振興の重要な一因たらしめようとした次第であります。

そこで社会教育関係者の設置、職務、資格に關する規定を社会教育法の中に、その身分取

を教育公務員特例法の中にいれましておられる指導主事に関する規定と同じにしたいという趣旨で、教育公務員特例法の一部改正案と並んで、社会教育法の一部を改正する法律案が提出されたわけでありませう。

社会教育法の一部を改正する法律案は、新たに第二章を追加するという形になっておりまして、條文四ヶ條と附則八項よりなつておりますが、以下その要点を申述べたいと思ひます。先づ第九條の二は、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に関する規定であります。

教育委員会法施行令等並の規定により現に置かれてゐる社会教育主事と、本條により置かれる社会教育主事及び社会教育主事補との関係につきましては、附則第五項、第七項及び第八項の説明の際申し上げます。

さて社会教育主事及び社会教育主事補を都道府県の場合は第一項により必ず置くこととされておるのに対して、市町村の場合は、第二項により置くことができることとされておりますのは、市町村の場合は設置を義務づけることによつて、市町村財政が急激な増大を来さないよう考慮したためであります。

次に第九條の三は社会教育主事及び社会教育主事補の職務に関する規定であります。社会

教育主事の職務は専門的な技術的な助言、指導を与えることとありますが、その対象は社会教育関係団体、社会教育施設、学校開放関係者等から広くは住民のすべてにわたるのであります。まことに広範囲なわけでありませう。たゞ助言指導の名のもとに命令や監督をしてはなりませんので、これを禁ずる規定を置いた次第であります。第九條の四は社会教育主事の資格に関する規定であります。社会教育主事補の資格については別に定めないので任命権者の判断によらうといふわけであります。

まづ第一号では、短期大学卒業以上の基礎資格と三年以上の経験年数と社会教育主事の講習の修了の三つの要件をあげております。

第二号では、教育職員の普通免許状を有することと、五年以上の教育職員としての経験年数と社会教育主事の講習の修了の三つの要件をあげております。

第三号では、短期大学卒業以上の基礎資格と、文部省令で定める科目の単位の修得と一年以上の社会教育主事補としての経験年数の三つの要件をあげております。これは将来社会教育学科といふものが大学におかれた場合に適用になる規定であります。

以上が本條で定められた資格であります。今直ちに本條の規定だけでゆくなりませうかえつ

て有能の士の社会教育面への進出を阻むことになる恐れもありますので、本法の規定のみによつて十分優秀な社会教育主事を得られるようになりすままでの間はさうしても特例が必要でありますし、又そのような特例があることがかえつて社会教育に幅を持たせる所にもなりますので、附則第六項によつて特例を認めまして、特別任用ができるように規定してあります。なお従前の規定即ち教育委員会法施行令第十五條によつて、一級又は二級の社会教育主事である者及びこれに相当する者には附則第五項の規定によつて社会教育主事となる資格を三年間与えることとし、更に附則第七項の規定によつて別に法令を定めなければならない限り、この一部改正法の施行の際、この法律に基く社会教育主事となつたものとするにしております。十分無理のないようにしております。

本條中大学とありますところには当然旧制の学校を含む必要がありますので附則第二項にそのための規定を置いております。

第九條の五は社会教育主事の講習に関する規定であります。本條は図書館の専門職員であります司書、司書補のための講習の規定とは、同趣旨の規定でありまして、文部大臣が教育に関する学科又は学部を有する大学に委嘱して行うのであります。講習に関する細目は文部省令で定めることにしております。

附則につきましては第二項から第七項までは既に述べましたので、第一項と第八項について御説明します。

第一項はこの法律の施行と教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行を同時にしようとするものであります。この法律の規定と特例法の一部改正法の規定とが互に重なりあつておられますので、どちらが先になりましても不都合が生じるためであります。

第八項は従前の規定即ち教育委員会法施行令第十五條によりまして、三級の社会教育主事である者は、この法律施行の際、別に命令を発せられない限り社会教育主事補となつたものとする規定であります。附則第五項、第七項及び第八項によりまして、社会教育主事は一級、二級、社会教育主事補は三級の地方公務員といふことになるわけで、この旨教育委員会法施行令を明確に規定するつもりであります。

以上が本法案の要旨であります。

# 予想質問答弁資料

## 目次

一 全般に亘るもの	一
A. この法律案の大綱	一
B. この法律案と教育公務員特例法の一部改正案との関係	一
二 逐條のもの	二
目次中改正	二
A. 新たに第二章を追加した理由	二
第九條の二	四
A. 本條と教育委員会法の中の取員に関する規定との関係	四
B. 本條と従前の社会教育主事に関する規定との関係	六
C. 本條と附則との関係	七
D. 市町村の場合に「置く」としないで「置くことができる」とする理由	八
第九條の三	八
A. 社会教育を行う者とは何か	八
B. 社会教育主事は所謂事務はしないか	九
C. 従前の社会教育主事の取務との比較	九



第九條の四	.....	一一
A. 「大学二年以上在学、六十二単位以上修得」とした理由	.....	一一
B. 第一号中「文部大臣の指定する社会教育に關係ある取」とは何か	.....	一三
C. 第二号を置く理由	.....	一四
D. 第三号中「文部省令で定める社会教育に關する科目の單位」とは何か	.....	一五
E. 指導主事と同じように免許制度にしなかつた理由	.....	一七
F. 第一号及び第二号中受験年数は過去に遡るか	.....	一八
第九條の五	.....	一九
A. 大学の自主的に行う講習としない理由	.....	一九
B. 講習の予算はどうか	.....	二〇
C. 省令で定める事項如何	.....	二〇
附則第一項	.....	二二
A. 教育公務員特例法の一部改正と施行を同日にする理由	.....	二二
附則第二項	.....	二三
A. 本項を置く理由	.....	二三
附則第三項	.....	二三
A. 本項を置く理由	.....	二三

附則第四項	二四
A. 本項を置く理由	二四
附則第五項、第七項及び第八項	二五
A. これらの項を置く理由	二五
B. 相当する取とは何か	二六
C. この法律施行後三年間とした理由	二七
D. 「別に辞令を発せられない限り」とは何か	二七
附則第六項	二七
A. 本項を置く理由	二七
B. 文部大臣の指定する社会教育に関係あるその他の事業とは何か	二八
C. 「三十五年以上」とした理由	二八
D. 認定を都道府県の教育委員会にさせる理由	二九

一、全般にわたるもの

- A. この法律案の大綱
- この法律案の大綱は次の如くである。
- 一、社会教育主事及び社会教育主事補を、社会教育に関する専攻取員として設置すること。
  - 二、社会教育主事の取務は、社会教育を行う者に対する助言、指導とし、社会教育主事補は社会教育主事の取務を助けること。
  - 三、社会教育主事に一定の資格を要求することとし、その資格は、実質において免許状制度と同趣旨のものとする。
  - 四、前項の資格附与のため、文部大臣が大学に委嘱して講習を行うこと。
  - 五、かかる措置は、教育公務員特例法の改正により、社会教育主事を教育公務員とする措置と並ぶものであること。
- B. この法律案と教育公務員特例法の一部改正案との関係
- この法律案において新たに社会教育主事と社会教育主事補を設置することとなるが、そのうち社会教育主事について、その身分取扱に関する規定が教育公務員特例法の一部改正案の中に規定されている。したがっていずれの法律案も他の法律案が法律として成立することを前提として立案されているわけである。このようにこの二つの

法律案は切り離せない関係があるため、その施行を同日にすることとしている。

二

## 二 逐條のもの

### 目次中改正

#### A 新たに第二章を追加した理由

教育委員会事務局長取員に関する規定は、教育委員会法及び教育委員会法施行令に規定するところであるが、この社会教育法の一部改正によつて置かれる社会教育主事及び社会教育主事補に關する規定は、その身分取扱については社会教育主事補の場合に別、教育公務員特例法の規定するところとなり、その資格については、社会教育法の規定するところとなるわけ、社会教育主事及び社会教育主事補の設置根拠となる規定を、他の事務局取員と同じように教育委員会法の中に入れるとなると、社会教育主事及び社会教育主事補に關する規定が、三つの法律にまたがることとなつて、非常に繁雜となる恐れがあり、又社会教育法の中に資格に關する規定だけを追加するのも妙な形になるので、四書館法における司書及び司書補に關する規定の例になつて、社会教育法は社会教育に關する綜合法であるという建前を通して、社会教育主事及び社会教育主事補の設置根拠を社会教育法の中に入れることとし、新たに第二章を起し

て社会教育主事及び社会教育主事補としたのである。これは社会教育法の第一章で、教育委員会の社会教育に關する事務を列記してあることとともに、教育委員会法の規定を補つて規定したものと見える。

#### ◎ 参照條文

##### 教育委員会法

##### (事務局の取員)

第四十五條 都道府県委員会の事務局に、指導主事並びに教科用四書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、学校保健、建築その他の事項に關する事務又は技術に従事する必要な事務取員及び技術取員を置く。

2. 地方委員会の事務局には、都道府県委員会の事務局に準じて必要な取員を置く。

3. 前二項に規定する取員の定数は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

4. 第一項及び第二項の取員は、教育長の推薦により、教育委員会がこれを任命する。

##### 教育委員会法施行令

第十五條 教育委員会法に特別の定のあるものを除く外、都道府県委員会の事務局に左の取員を置く。

三

- 一 課長
- 二 主事
- 三 技師
- 四 社会教育主事

(第二項乃至第五項略)

第十六條 都道府県委員会の事務局には 前條に定める取員の外 教育次長及び部長を置くことが出来る。

(第二項及び第三項略)

第九條の二

A 本條と教育委員会法の中の取員に關する規定との關係

教育委員会の事務局取員に關する規定は、教育委員会法にその總括的な根拠を置いているので、本條にその設置根拠を置く社会教育主事及び社会教育主事補と、教育委員会の總括的な規定との關係が当然に問題となる。

教育委員会法第四十五條第一項において都道府県委員会の事務局におかれる取員に關することを規定し、第二項において地方委員会の事務局におかれる取員に關するこ

二 内

とを規定しているが、社会教育に關する取員のことには特に明記してはいないので、同條第一項即ち都道府県の場合においては、「その他の事項に關する事務又は技術に従事する必要を事務取員及び技術取員」とあるところによつて一般的に読む以外になく、第二項、即ち市町村の場合においては、「準じて必要を取員」とあるところによつて同じく一般的に読む以外にない。従つて本條の規定は教育委員会法第四十五條第一項及び第二項の規定をうけて、教育委員会法では他の取員と一括して規定してあるところを特にぬきだして規定したことになるのである。

従つて教育委員会法第四十五條第一項及び第二項に規定する取員といった場合には当然に社会教育主事及び社会教育主事補が入っているわけである。そのために社会教育主事及び社会教育主事補の定数は、教育委員会法第四十五條第三項の規定により当該地方公共団体の條例でこれを定めることとなり、同條第四項の規定によりその任命は教育長の推薦により教育委員会が行ふこととなるわけであり、その身分、取扱及び給与等に關しても同法第六十七條第二項及び第六十八條の規定が適用されるわけである。

◎ 参照條文  
教育委員会法  
第六十七條(第一項略)

2. 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に対して、教育公務員特例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給与を支給しなければならない。

2. 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給与について、これを準用する。

B. 本條と従前の社会教育主事に關する規定との關係

従前の社会教育主事の設置根拠は、教育委員会法施行令第十五條であつたが、本條によつて新しい設置根拠が生れるわけであるから教育委員会法施行令第十五條の設置に關する規定は当然削除されることとなる。ただ、教育委員会法施行令の同條第三項に社会教育主事は一級、二級又は三級とするという規定があるが、これは社会教育主事が一級又は二級、社会教育主事補が三級と改正される予定で、このことについては

附則第五項及び第六項において説明する。

◎ 参照條文

教育委員会法施行令第十五條

3. 主事、技術又は社会教育主事は、一級、二級又は三級とする。

C. 本條と附則との關係

従前の規定による社会教育主事は、本條によつて設置されたものでないから、従前の規定による社会教育主事と本條の規定により置かれる社会教育主事又は社会教育主事補との關係を明らかにする必要があるので、附則第五項、第七項及び第八項の規定がそのための規定である。

次に本條第二項は、教育委員会の発足した市町村についての規定であつて、教育委員会の発足していない市町村の場合には適用がないので、教育委員会の発足していない市町村の場合をどうするかという問題が残るのであつて、附則第三項及び第四項がそのための規定である。

D. 市町村の場合に「置く」としないが「置くことができる」とする理由

市町村に教育委員会の発足の有無に拘らず、社会教育の仕事に従事する取員を必ず置くようにして欲しいとの要望は非常に強いのであつて、国会においても此の件に關する請願がとりあげられてゐる。そして現にこの向題が或程度具体化しつつあるが、このような氣運にかんがみ、第二項の規定を「置く」としたのだからであるが、どうするとどうしても財政的に無理の生ずる市町村も考えられるので、寧ろ自主的な設置を期待して「置くことができる」としたわけである。しかし勿論理想として全市町村に社会教育主事及び社会教育主事補を置くべく努力したい。

### 第九條の三

A. 社会教育を行う者とは何か。

社会教育を行う者は、国民全部のわけであるが、国民全部といつても自ら指導的立場に立つ人とどうでない人との區別が生じてくる。したがつて社会教育主事の行う助言指導も、特に都道府県の場合は、社会教育関係団体や社会教育施設において指導的立場にある人が重点になるのは当然である。

三内

B. 社会教育主事は所謂事務はしないか。

所謂事務といわれるもの、即ち庶務、会計、入事といったことからいへば関与しないのである。何故ならば社会教育主事の取務はあくまで専門的な教育取員としての取務であつて、一般事務はその取務ではないからである。ただ助言指導を行うに當つて必然的に伴つてくる事務を附随的に行うようになるのは当然である。

C. 従前の社会教育主事の取務との比較

従前の社会教育主事の取務に關する規定は、教育委員会法施行令第十五條第四項の規定であつて、それによれば、社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に關する視察指導その他の事務を掌る」とある。

この規定と本條を比較すると次の点が向題となる。

1. 従前の規定には「上司の命を受け」とあるが、本條にはこれがない。これは社会教育主事の取務が専門的な教育取員の取務として確立されると、その取務内容の個個具体的な事項については、社会教育主事の自主的な活動を尊重すべきであることは当然で、この取務の自主性を尊重する趣旨で「上司の命を受け」とあつたのを削除したわけである。しかし教育委員会法第五十二條の三によれば、教育長が事務局の取員全部を指揮監督することになつており、更に教育委員会法施行令第十五條第

九

二項によれば、課長は上司の命を受け、課務を掌理するとある。従つて社会教育主事が教育長又は教育長の命に基く場合は課長の命を受けるのは当然である。ただこの場合の指揮監督は所謂一般的を指揮監督と解すべきで、取務内容の個々についての指揮監督と解すべきではない。

2 従前の規定によれば「視察指導」とあつたのが「専門的技術的な助言と指導」ところに在りながら、視察といふと何が監督的な感じを含むので従来も非常に困つた規定であつたわけだが、この際明確に視察といふ文字を削除して、社会教育主事の取務の民主的な在り方を明確にしたのである。これは新たに「命令及び監督をしてはならない」といふ規定が入つたことと関連しているものである。助言や指導の名の下に命令したり監督したりすることを禁じて、純粹な助言指導に止めようとするものである。

3 従前の規定には「他の事務」とあつたが、本條では削除されているのは既に述べた(B)のところでの理由は明らかである。

◎ 参照原文

教育委員会法

第五十二條の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を与える。但し命令及び監督をしては存らぬ。

第五十二條の三

3 教育長は教育委員会の事務局の事務を總括し及びその取員を指揮監督する。

教育委員会法施行令

第十五條

2 課長は二級又は三級とする。上司の命を受け、課務を掌理する。

第九條の四

A 「大学二年以上在学、六十二単位以上修得」とした理由

現在大学の設置基準となつてゐるのは、四年制の大学については昭和二十三年二月大学基準協会で決定した大学基準である。この基準の中に、学士号を得るには、百二十四単位以上の単位を四箇年以上に取得することとされ、更に昭和二十四年八月大学設置審議会において決定した短期大学設置基準によれば、卒業資格の最低要求は六十二単位以上の単位を二箇年以上に取得することとされている。本條の趣旨はこのような大学の設置基準に照し、短期大学を卒業した者にも社会教育主事となる途を開くために、大学に二年以上在学、六十二単位以上修得という短期大学の設置基準を一つの要件としたのである。

◎ 参照

大学基準

第二基準の第九

1 学士号を与へる資格の最低要求は七の十に定められた定義に従つて決定された単位百二十及び公体育の単位四を四箇年以上に獲得することとする。卒業論文又は卒業計画の単位は右百二十単位中にこれを含ませる。但しその単位を如何に定めるかは各大

学の自由とする。

第二基準の第七

- 4 一科目に対する課程を終了した学生には単位を与へるものとする。
- イ 講義に対する単位数は次の基準によつて計算する。
- ロ 数学演習の如き演習は二時間の演習に対し一時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週一時間十五週の講義を一単位とする。
- ハ 化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機械製図、体育の実技の如き実験室又は実習場における授業に対しても、学習は凡そ実験室又は実習場に行われるものであることを考慮し、毎週三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。

短期大学設置基準

第二設置基準の第九

1 卒業資格の最低要求は、ハの4に定められた単位六十及び体育の単位二を二箇年以

四 内

上に取得することとする。

B 第一号中「文部大臣の指定する社会教育に關係のある職」とは何か、

元来社会教育の活動は民間団体におりて行われるものが中心である。官公署の社会教育に關する仕事は勿論文部省と教育委員会の行うところではあるが、文部省及び教育委員会以外の官公署の行う仕事の中にも社会教育と密接な關係を有するものが数多くある。例へば厚生省、労働省、農林省等の所管に属するものの中、児童福祉に關すること、労働教育に關すること、生活改善に關すること、農業改良普及に關すること等である。そこで文部大臣はこのような社会教育に非常に深い關係のある官公署の仕事に指定するわけである。社会教育關係団体につりまれば、例へば、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人団体等の団体におりて指導的立場となる職を文部大臣が指定するわけである。このような官公署又は社会教育關係団体の職に於ける経験年数は社会教育主事となるには必要な資格の一つとして十分尊重すべきであるからかゝる規定をおいたのである。

※ 参照條文

社会教育法



第十條 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否かを問はず、公の支配に属しない団体を社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

C. 第二号を置く理由

社会教育と学校教育とは同じく教育の両面であつて、内容的にも切り離せない部面があり、社会教育主事となるには必要を資格に学校教育における経験も十分尊重すべきものである。そこで教育職員免許法に規定する普通免許状即ち、学校の教諭免許状、校長、教育長及び指導主事の免許状を有するもので、五年以上教諭、校長、教育長又は指導主事の職にあつた者が社会教育主事の講習を受ければ社会教育主事になれることとして、学校教育関係者の社会教育への進出の口を開いたわけである。

⊗ 参照条文

教育職員免許法

第四條 免許状は、普通免許状、仮免許状及び臨時免許状とする。

之、普通免許状は、左の通りとする。

四外

- 一 小学校教諭免許状
- 二 中学校教諭免許状
- 三 高等学校教諭免許状
- 四 養護教諭免許状
- 五 盲学校教諭免許状
- 六 ろう学校教諭免許状
- 七 養護学校教諭免許状
- 八 幼稚園教諭免許状
- 九 校長免許状
- 十 教育長免許状
- 十一 指導主事免許状

D 第三号中「文部省令で定める社会教育に關する科目の單位」とは何か。

従来大学に社会教育に關する科目は専門科目として置かれたものはなかつたのであるが、最近社会教育に關する講座の置かれた大学もあり、更に社会教育学科というものを独立して置かうとする気運も非常に強くなつてゐるので、そのような社会教育学科の構

想が近く実現することを予想し、又或意味ではその実現の気運を促進する意味で設けた事である。したがつて今直ちに本号の対照となる大学はないわけである。

之に反、かゝる社会教育学科の置かれる場合を考えると、常に必かれも四年制の大学に置かれるとは限らないのであつて、短期大学に置かれる場合も予想されるし、或いは二年の教職課程として置かれる場合も考えられるので、「二年以上在学、六十二単位以上修得」ということを一つの要件としたのである。何故に、文部省令で社会教育に關する科目の單位を定めるのかというと、社会教育学科の設置の仕方が色々考えられるので、何れの場合をも考慮して、社会教育主事となるには必要と思はれる單位を共通にしておくわけである。したがつてこの文部省令で定める單位は、大学における社会教育学科の充実に伴ひ、当然改められてゆく性質のものである。この社会教育学科の構想と非常に似たものは図書館学科の構想である。

文部省令で定める社会教育に關する科目の單位はまだ確定してりないが、目下の構想としては、社会教育概論及び各論、社会教育史、教育社会学、社会教育行政、調査統計、社会教育の手法、社会心理学、教育心理学、青年及び成人の心理、教育評価、社会教育の実習、社会事業概論、図書館通論、公民館通論等の科目に於てそれぞれ單位数を考究中である。

五 内

⊗ 参照條文

図書館法

第五條 左の各号の一に該当するものは、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で第六條の規定による司書の講習を修了したものの
  - 二 大学を卒業した者で大学に於て図書館に關する科目を履修したものの
  - 三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学の附屬図書館の職員で司書補に相当するものを含む)として勤務した経験を有する者で第六條の規定による司書の講習を修了したものの
- (第二項略)

E 指導主事と同じように免許制度にしなかつた理由

指導主事については教育職員免許法に於て指導主事免許状の規定があり、指導主事の資格は免許制度になつてゐるが、社会教育主事についてはかゝる規定がない。これは社会教育の分野は、その学問的研究が漸く地につきはじめた段階であつて、社会教育主事となるには必要を資格を免許状制度といつた恒久的な制度でゆくよりも、もつと

可変性のある講習をゆくこととし、その講習も大学の単位と関係させて実質的には免許状制度と肩の並ぶものにする措置の方が、より現状に即してゐるためである。又社会教育の分野は体系化しつくされぬ。現実の変化に即応してゆく部面もあるもので、特別任用の途も考えねばならぬであつて、指導主事の場合に比して融通性というか機動性をより多くその資格はフリーマ考へねばならぬからである。

F 第一号及び第二号中経験年数は過去に遡るか

第一号及び第二号の経験年数は当然にこの一部改正法の施行以前に遡る。そこで終戦前の経験年数はどうかということであるが、終戦前のわが国の教育には多くの反省すべきものがあつたことは当然であるが、そのような終戦前の教育経験を今日好ましくもないものによりては教職適格審査で個人にフリーマ審査があるわけでも、不適格のものは除外されるわけであるから、終戦前の教育経験を全面的に否定するのではなく、その体得した教育技術は当然認めるべきである。終戦前の教育経験を有し、更に新しい今日の教育の方向を理解した人選が社会教育の部面で活躍することは、社会教育の正しき意味における更新のためにも必要なことともいふよう。

五外

第九條の五

A 大学の自主的に行う講習としない理由

社会教育主事の講習は文部大臣が大学に委嘱する建前となつてゐるが、これを委嘱とていうことを止めたらどうかということである。勿論大学において自主的な活動として二のような講習を行うことが望ましいわけであるが、現状は社会教育に関する講座の置かれた大学も非常に少なく、又社会教育に關する教授、助教授も非常に少ないのであつて、大学側で自主的にやると云つても困難なわけである。更に社会教育主事の講習は社会教育主事となるに必要を資格に關係のある講習であるから、社会教育主事の資格を有する者を全国的な規模において何人位どれだけの期間で養成してゆくかというところが一つの問題となる。このような養成計画は文部大臣において考へる方が妥当なわけである。しかし文部大臣が委嘱するといつても、講習の具体的な実施については各大学の自主的な活動によるわけでも決して大学の行う講習を統制したりすることはない。  
したがつて大学の受け入れ体制と養成計画が軌道にのれば、大学の自主的な講習にしたいと思つてゐる。

B 講習の予算はどうか、  
 昭和二十六年年度の予算編成の際は、まだこの法律案の構想が固まっていなかつたため、この法律に基く講習の予算は昭和二十六年度におりまは計上されたりないの、この点まことに事務当局として申しわけない次第であるが、この講習と全く同趣旨の講習の予算が約百六十万円あるの、とりあえず昭和二十六年度におりまはこれだけで社会教育主事の暫定資格を与えられる者約百五十名のものにつりて講習を行いたいと思つてゐる。

C 省令で定める事項如何

講習の具体的な内容につりまは目下研究中であるが、大体の構想としては、三ヶ月の期間で単位は十五単位で考へてゐる。科目につりまは必修科目と選擇科目とにわけ、必修科目は十単位、選擇科目は五単位を取ることとし、科目名は、

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1. 必修科目          | 2. 選擇科目      |
| 社会教育概論及び各論 (三単位) | 社会事業概論 (一単位) |
| 教育社会学 (一単位)      | 農村社会学 (一単位)  |
| 社会教育史 (一単位)      | 社会心理学 (一単位)  |

六 内

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 社会教育行政及び財政 (一単位) | 集団心理学 (一単位)       |
| 教育調査及び統計 (一単位)   | 青年及び成人の心理 (一単位)   |
| 社会教育の方法 (二単位)    | 教育心理学 (一単位)       |
| 社会教育の実習 (一単位)    | 公民館の運営 (一単位)      |
|                  | 図書館及び博物館の運営 (一単位) |
|                  | 教育評価 (一単位)        |
|                  | 国際事情 (一単位)        |
|                  | 公衆衛生 (一単位)        |
|                  | 職業指導及び教育 (一単位)    |

を考へてゐる。

⊗ 参照條文  
 図書館法

第六條 司書及び司書補の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受け行う。

2. 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、單位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき單位数は、十五單位を下るることができない。

附則第一項

A 教育公務員特別法の一部改正と施行を同日にする理由

教育公務員特別法の一部改正によつて、社会教育主事が新たに教育公務員となるわけであるが、もし特別法が先に施行になると、特別法の中に入った社会教育主事は、従前の規定即ち教育委員会法施行令第十五條に基く社会教育主事となつて非常に困つたこととなる。又この法律が先に施行になると、例へば附則第六項の第三号中「採用志願者名簿を作成する」とあるところが、読めなくなるわけである。志願者名簿の作成は、特別法の一部改正によつてはじめて都道府県の教育委員会の権限となる事項にかうである。このようにどちらが先行しても不都合が生ずるので、両者の施行を同日としたのである。

六 外

附則第二項

A 本項を置く理由

第九條の四の第一号中、短期大学の卒業のために要求される在学年数と取得單位数をあげているので、これに相当する旧制の学校を含まなければならない。本項はそのための規定である。

附則第三項

A 本項を置く理由

第九條の二第三項の規定は教育委員会の発足した市町村に關する規定であつて、教育委員会の発足していない市町村にフリマは何等ふれもない。教育委員会の発足していない市町村に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができるようにするかどうかは一つの問題であるが、社会教育法の建前は教育委員会の発足の有無にかつてらお、市町村における社会教育に關する事務は全く同一とされているので、その職員にフリマも同じように規定したわけである。たゞ教育委員会が発足していない市町村の場合、社会教育主事及び社会教育主事補は教育委員会の事務局職員であるから、教育委員会の発足していない市町村におかれる社会教育主事及び社会教育主事補の身分を

明らかにするために「市町村の長の補助機関として」としたのである。

⊗ 参照條文

社会教育法附則

乙 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へ、第十七條第二項の規定は、適用しないものとする。

附則第四項

A 本項を置く理由

教育委員会法第八十七條によれば、市町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、従来市町村又は市町村長の権限に属したもので、これは、都道府県の教育委員会が所管することとなつてゐる。この法律に基く社会教育主事及

七 内

が社会教育主事補の任命権は従来市町村又は市町村長に属してゐたものでないから特に規定を設けない限り、都道府県の教育委員会が任命権者となる。ところが社会教育に關しては、社会教育法の建前が、市町村の教育委員会の権限と、教育委員会の総てに關しない市町村の長の権限を社会教育に關しては全く同じくしてゐるので、任命権に關してだけ特別とする理由もないので、本項を置りて、教育委員会法第八十七條の特例であることを明記したのである。

⊗ 参照條文

教育委員会法

第八十七條 市（五大市を除く。この條中以下同じ。）町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、従来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府県委員会が、これを所管する。

附則第五項、第七項及び第八項

A これらの項を置く理由

教育公務員特例法によつて指導主事と社会教育主事とが専門的教育職員とされることになると、指導主事が現在一級及び二級であるので、これと同じくするためには社会教育主事も一級及び二級にすることとなる。同じく専門的教育職員とするには級も同一にする必要からである。そうすると従前の社会教育主事は一級、二級及び三級であったため、従前の社会教育主事と新しい社会教育主事とを両併させる際、一級又は二級のものゝ社会教育主事に三級のものゝ社会教育主事補にきりかえることとなるのである。現職者に対しマの措置としマこのきりかえをするための規定がこれらの項の規定である。

B 相当する職とは何か

都道府県の場合には社会教育主事の辞令を用いなりで、一般の主事の辞令による一級又は二級の職員で実質的には社会教育主事と全く同じ仕事をしマいる例があるが、かかる職員につりマも暫定資格を与之やうというわけであり、市町村の場合には級別が明確でないのゝ、級別に相当する待遇をうけ、社会教育主事の職務に相当する職務を行つてけるものを相当する職にある者としマこれに暫定資格を与之たりである。

七  
外

C この法律施行後三年間とした理由

附則第五項の適用を受けると思はれるのは約百五十名であるのでこれらの者が、第九條の四に規定する資格を取得するに十分な期間だけ暫定資格を与えればよいわけであるが、三年間の間には講習を受けらるつマ本資格をゆくようになりたいというわけである。したがつマこの百五十名につりマは三年間の間に講習を必ず終ること、したい。

D 「別に辞令を発せられり限り」とは何か、

社会教育主事又は社会教育主事補以外のものに任命する辞令がでない限り全部社会教育主事又は社会教育主事補になるといふことである。

附則第六項

A 本項を置く理由

第九條の四の規定によつて社会教育主事となる資格が定められたのであるが、この規定だけをゆくことになると、さしあたり社会教育主事の任用が困難となるばかりでなく所謂学識経験者の任用がなまなくなるといふことになる。

第九條の四の規定による有資格者が沢山あればともかく、この法律施行の際是一名もなく、僅かに附則第五項によつて暫定資格者が約百五十名であるからどうしても特例的な規定を設ける必要がある。その特例を所謂「学識経験者の任用」ということと、このことにしたのである。社会教育の分野は所謂「学識経験者の活動にまつところ」が大きいのでこの規定は経過措置ではあるけれども、或意味では第九條の四の規定を補つた規定とも見得るのである。

B 文部大臣の指定する社会教育に關係のあるその他の事業とは何か

例之ば、新聞事業、放送事業等社会教育主事となる資格として十分尊重すべき経験を広く包含したいと思つてゐる。

C 「三十五年以上」とした理由

社会教育主事は一級又は二級となるため、二級になる平均年齢が三十五以上であるためこのように規定したのである。しかし第一号で経験年数を十年としてゐるので、第一号の条件をみたすものはおおむね三十五以上ということになるからその意味では重

ハ 内

収マ一つの条件としたにすぎない。

D 認定を都道府県の教育委員会にさせる理由

社会教育主事の採用応募者名簿は、必要な資格を有する者で採用を願ひ出た者について、都道府県の教育委員会が作成することになる。すると都道府県の教育委員会が認定して直ちに名簿に記入ということになるわけである。もし市町村の教育委員会又は市町村長に認定させるとなると、判断の基準がどうしても不均一になるし、事務も繁雑になるので、認定だけは都道府県の教育委員会として、名簿作成の事務と関係させようとしたのである。





社会教育主事の現況

昭26.1.23

都 道 府 県	都 道 府 県 教 育 委 員 会				市 町 村
	定 員	現 員	定 員	現 員	
北海道	2	2	2	2	
青森	2	1	14 (3)	14 (3)	
岩手	8	8	9	9 (3)	3
宮城	2	2	2	2 (16)	10 (4) 兼任 199
秋田	1	0	15	15 (1)	7
山形	10	10 (1)	15	15 (2)	45 兼任 268
福島	(24)	(24)	(18)	(18)	
茨城	2	2	17	17	
栃木	(5)	(5)	(17)	(17)	
群馬	1	0	8	8	3
埼玉	1	1	4	4 (8)	
千葉	1 (1)	1 (1)	4	4 (15)	
東京都	9	9	23	23	
神奈川県	2	2	4	4	
新潟	1	1	11	10	
富山	2	2	14	14 (1)	8
石川	4	4	9	10 (2)	17
福山	1	1	2	2	3
山梨	1	1	(3)	1 (7)	3
長野	2	2	25 (3)	25 (3)	不明
岐阜	0	9	1 (27)	1 (25)	存し
静岡県	1	1	6 (19)	4 (19)	10
愛知	(5)	(4)	(72)	(72)	42 (一部不明)
三重	1	1	21	21	14 名以上不明
滋賀	0	(5)	0	(1)	
京都	2	1	4	4 (15)	10
大阪	1 (2)	1 (2)	不	不	41
兵庫	(2)	(1)	(8)	(7)	
奈良	2	2	15	15	
和歌山	8	8	26	26	
鳥取	2	2	9	9	2
島根	4	4	2 (9)	2 (9)	7 (兼務者約250)
岡山	0	(1)	1 (19)	1 (10)	
広島	1 (3)	1 (3)	3 (3)	2 (3)	2 (5) 他に兼務者あり
徳島	0	(2)	0	(13)	
香川	1	1	14	14	
愛媛	1	1	12 (7)	13 (7)	兼務者あるも数不明
高知	1	1	1 (14)	1 (14)	(80)
福岡	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	27
佐賀	(2)	(2)	(7)	(7)	
長門	0	0	11 (7)	11 (7)	7
大分	2	2	10	10	
宮崎	3 (2)	3 (2)	(15)	(15)	72
鹿児島	1	1	7	1	
計	81 (47)	80 (50)	323 (255)	337 (324)	

( ) は辞令を用いず相当する取務身分を有するもの



社  
会  
教  
育  
法

社会教育法施行令

昭和二十四年六月十日法律第二百七号

## 社会教育法

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一條 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する國及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

#### (社会教育の定義)

第二條 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

#### (國及び地方公共団体の任務)

第三條 國及び公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

#### (國の地方公共団体に対する援助)

第四條 前條の任務を達成するために、國は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に對し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行う。

社会教育法

#### (市町村の教育委員会の事務)

第五條 市（特別区を含む。以下同じ）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 八 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 音楽、演劇、美術その他藝術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 一般公衆に對する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 十二 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十三 情報の交換及び調査研究に関すること。  
十四 その他第三條の任務を達成するために必要な事務

(都道府縣の教育委員会の事務)

第六條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前條各号の事務(第三号の事務を除く。)を行う外、左の事務を行う。

- 一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつ旋に関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(教育委員会と地方公共団体との関係)

第七條 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要なこう報宣傳で、視覚聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

二 前項の規定は、他の行政廳がその所掌に関する必要なこう報宣傳につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八條 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政廳に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九條 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。  
二 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十條 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部大臣及び教育委員会との関係)

第十一條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。  
二 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(國及び地方公共団体との関係)

第十二條 國及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三條 國及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を與えてはならない。

(報告)

第十四條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第三章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五條 都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

二 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 一 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長
- 二 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者
- 三 学識経験者

三 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

四 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係)

第十六條 公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七條 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に會議を開き、教育委員会の諮問に應じ、これに対し、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
  - 二 社会教育委員は、教育委員会の會議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- (社会教育委員の定数等)
- 第十八條 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定める。
- 二 都道府縣又は市町村が前項の條例を制定するには、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條から第六十三條までの例による。
- (社会教育委員の実費弁償)
- 第十九條 地方公共団体は、社会教育委員に対し、報酬及び給料を支給しない。
- 二 地方公共団体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。
  - 三 前項の費用については、教育委員会法第三十一條第三項の規定を準用する。

第四章 公民館

(目的)

第二十條 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、學術及び文化に関する各種の事業を行い、もつ

て住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一條 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四條の規定により設立する法人(この章中以下「法人」といふ。)でなければ設置することができない。

(公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開講すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備へ、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集會を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集會その他の公共の利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行爲を行つてはならない。

- 一 もつぱら營利を目的として事業を行い、特定の營利事業に公民館の名称を利用させその他營利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教

派、宗派若しくは教團を支援してはならない。

(公民館の設置)

第二十四條 市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

2 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第二十五條 市町村が公民館を設置又は廃止したときは、その旨を都道府縣の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

第二十六條 法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、都道府縣の教育委員会に届け出なければならない。

5. 前項の届出に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

(公民館の職員)

第二十七條 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことが

きる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

第二十八條 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

(公民館運営審議会)

第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置く。

のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四條 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

2 前項の規定による特別会計の設置に関する議案については、第十八條第二項の規定を準用する。

(公民館の補助その他の援助)

第三十五條 國庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十六條 前條の規定により國庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

- 一 公民館の職員に要する経費
- 二 公民館における基本的事業に要する経費
- 三 公民館に備へ付ける図書その他の教養設備に要する経費

2 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條 都道府縣が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三十一條の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八條 國庫の補助金を受けた市町村は、左に掲げる場合におい

- 1 当該市町村の区域内に設置された各学校の長
- 2 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業に関する団体又は機関で、第二十條の目的達成に協力するものを代表する者
- 三 学識経験者

2 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。

3 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

4 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の條例で定める。

5 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第三十一條 法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、その役員をもつて充てるものとする。

第三十二條 第十九條の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

(特別基本財産)

第三十三條 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営

ては、その受けた補助金を國庫に返還しなければならない。  
一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十條に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき

三 補助金交付の條件に違反したとき

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

(公民館の指導)

第三十九條 文部大臣及び都道府縣の教育委員会は、公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を與えることができる。

(公民館の事業又は行爲の停止)

第四十條 公民館が第二十三條の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府縣の教育委員会は、その事業又は行爲の停止を命ずることが出来る。

(罰則)

第四十一條 前條の規定による公民館の事業又は行爲の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に處する。

(公民館類似施設)

第四十二條 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することが出来る。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九條の規定を準用する。

第五章 学校施設の利用

(適用範圍)

第四十三條 社会教育のためにする国立又は公立の学校(この章中以下「学校」という。)の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四條 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五條 社会教育のために学校の施設を利用しようする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六條 國又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七條 第四十五條の規定による学校施設の利用が一時的である

場合に、学校の管理機関は、同條第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八條 学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状態に應じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、國又は地方公共団体が負担する。

第六章 通信教育

(適用範圍)

第四十九條 学校教育法第四十五條、第七十條及び第七十六條の規定により行ふものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)



- 4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。
- 5 通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

(郵便料金の特別取扱)

第五十四條 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五條 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六條 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七條 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替え、第十七條第二項の規定は、適用しないものとする。
- 地方自治法の一部を次のように改正する。
- 第二條第三項五号中「図書館、」の下に「公民館、」を加える。
- 図書館に関する法律が施行されるまでの間、図書館に関しては、第九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この法律施行前通信教育認定規程(昭和二十二年文部省令第二十二号)により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

昭和二十四年七月二十二日 政令第二百八十号

社会教育法施行令

内閣は社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定に基き、及びこれを実施するため、この政令を制定する。

(この報告に要する経費についての協議)

第一條 社会教育法(以下「法」という。)第七條の規定により、地方公共団体の長又は他の行政廳が教育委員会に対し、こう報宣傳の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その教育委員会と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならない。

(公民館運営費補助申請書の提出)

第二條 法第三十五條の規定により、國庫が公民館の運営に要する経費を補助する場合において、その補助金を受けようとする市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、第一号様式により第三條第一項に規定する経費の前年度における精算額を記載した書類を当該年度の六月末日までに、都道府縣の教育委員会を経て、文部大臣に提出しなければならない。

2 都道府縣の教育委員会は、前項に規定する申請書を取りまとめ、これに自己の意見を附した第二号様式による書類を添えて、文部大臣に送付するものとする。

(公民館に対する國庫補助の基準となる経費の範囲)

第三條 法第三十六條第一項第一号の経費は、法第二十七條第一項の規定による職員でもつぱら公民館の事務に従事するものの給料(勤務地手当、扶養手当、特殊勤務手当等の諸手当を除く。)に要した経費、法第三十六條第一項第二号の経費は、受講料等を徴しないで一會計年度十八日以上開設した定期講座に要した経費、同條同項第三号の経費は、公民館に備え付ける図書並びに視覚聴覚教育及び体育

第一号様式

公民館運営費補助申請書

公民館名

計	記事 項目 となる 精算額	補助金 交付の 基準	同上精算額内訳	備考	専任職員			定期講座			図書その他 の教養 器具 購入費		
					専任職員 の氏名	専任職員 給料月額 勤務月数 給與額	計	講座名	開設日数及 び総時間数	所要経費	計	購入品目	購入冊数又 は箇数

昨年度（ 年度）における公民館運営費は、右の通りであり

ますから、社会教育法施行令第二條第一項の規定により補助を申請し  
ます。

年 月 日

申請者名

文部大臣あて

第二号様式

公民館運営費補助申請送付書

計	記事事項 補助金交付の基準 となる精算額	意 見	市町村名
			計

昨年度（ 年度）における公民館運営費を右の通り取りま  
す。め、社会教育法施行令第二條第二項の規定により送付します。

年 月 日

都道府縣教育委員会名

文部大臣あて

第三号様式

公民館運営費補助額明細表

都道府縣教育委員会名

計	市町村名	年度	
		前年度補助額	当該年度補助見込額
		國庫補助額	都道府縣補助額
		補助額	補助額
		國庫補助額	都道府縣補助額
		補助額	補助額

VIII

—

6